

知床エコツーリズム戦略 事務取扱要領（抜粋）

2. 戦略に基づく議論の仕組み

3) 検討部会での検討

※ポイント

- 検討部会は地域の利害関係者間の意見調整、詳細な検討を実施する。また、専門的知見からの検討を加える。
- 部会運営に当たっては、行政機関が事務手続きをサポートすることができる。専門家招聘に係る費用は指名した者が負担する。
- 部会での検討期間は最長1年とする。

- ・ 専門家が部会に参加しない場合やヒアリングのみの参加の場合、提案に関わる既存文献等は部会開催時までには検討部会の事務局が把握しておくことが望ましい。
- ・ 検討部会の事務局は、提案者が担うこととし、検討会議事務局及び斜里町、羅臼町は必要に応じて事務手続きをサポートすることができる。事務局は検討部会の開催にあたり、日程の調整、会場の確保、資料の作成と印刷、議事概要の作成等を行う。なお、専門家の旅費・交通費の支払いが必要となる場合、検討会議において指名した者が支払うこととする。
- ・ なお、検討部会での検討に際し、現地調査、既存文献の収集、データ解析等が必要となった場合、提案者が担うこととし、検討会議事務局及び斜里町、羅臼町は必要に応じてサポートすることができる。
- ・ 検討会議事務局及び斜里町、羅臼町はサポートとチェックの両面の役割を担う。提案者に対し情報の提供や合意形成に対する助言等を行い、部会の運営が円滑に進むよう中立的な立場で事務的なサポートを実施することができる。また、サポートを実施した提案であっても、検討会議や検討部会においてそれぞれの所掌とする分野における公正なチェックを行うこととする。
- ・ 検討部会には進行役を置くこととし、必ずしも専門家でなくとも良いこととする。進行役は、部会の進行を担当する。
- ・ 検討部会での議論は議事概要を作成することとし、結果は希少種の生息情報、個人情報等の公開が不適切な場合を除いて公開することとする。なお、検討部会はメーリングリスト等を活用したメール上での議論のみでも可とする。この場合もメール上の議論の過程を概要として取りまとめ公開することを原則とする。
- ・ 検討部会での検討は、(2)で抽出された「検討を進めるにあたり必要な視点」を満たすよう留意すること。
- ・ 検討部会では、最終承認後の実施体制について想定できるよう調整を図ること。
- ・ 検討部会における検討期間は原則として最長1年間とする。検討期間の延長を希望する場合は、再度検討会議において提案を行う。なお、部会の開催回数は任意とする。